

白タク行為への更なる対策強化に関する意見書

タクシー供給過剰への対応を進めながら、タクシーの安全性やサービス水準を一層向上させる目的で、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（改正タクシー特措法）が、与野党共同提案の議員立法により賛成多数で可決・成立し、平成26年に施行された。また、政府はシェアリングエコノミー検討会議を設置し、ライドシェア（自家用自動車の有償運送サービス）を含めた検討を行い、規制改革推進会議でも議論されており、国家戦略特区など一定の条件の基に、過疎地での自家用自動車有償運行や住民の長距離相乗り実証実験も始められている。

一方、こうした条件を満たさず行うライドシェアは、白タク行為（道路運送法に抵触するタクシー類似行為）に該当し、また、運行管理や車両整備等の責任主体がなく、自家用車ドライバーのみが運送責任を負うため、安全確保や利用者保護等の観点から大きな問題が生じることが指摘されており、改正タクシー特措法の意義を損なうことが危惧される。また近年、増えている外国人観光客への白タク行為は明白な道路運送法違反であることから、国土交通省、警察庁、法務省、業界団体等の連携で対策をしているが、解決していない。

よって羽村市議会は国に対し、次の事項について所要の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 白タク行為に該当するようなライドシェアは、利用者の安心・安全に極めて大きな懸念があり、改正タクシー特措法の意義を損なうことが危惧されるため、慎重に検討すること。
- 2 道路運送法違反である白タク行為に対し、取り締まり等の対策強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

東京都羽村市議会議長 橋本弘山